

規 則

「千曲市財務規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第1号

千曲市財務規則の一部を改正する規則

千曲市財務規則（平成15年千曲市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第110条第1項に次の1号を加える。

- (4) 入札に参加しようとする者が第105条第1項に定める審査により一般競争入札に参加することのできる者の資格を有する者であり、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第123条第1項第1号中「50万円未満」を「100万円以下」に、「その他の契約」を「（工事の請負契約を除く。）その他の契約及び200万円以下の工事の請負契約」に改め、同条第2項ただし書中「もの」の次に「（工事の請負契約及び工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託契約を除く。）」を加え、「前項第3号」を「同項第3号」に改める。

第124条第3項第7号中「50万円未満」を「100万円以下（工事の請負契約にあつては、200万円以下）」に改める。

第144条中「書類」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。